

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

職員の給与に関する条例（昭和26年11月16日条例第57号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(-)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>307,900円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,200円</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については14,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(-)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>311,400円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,800円</u></p>

新	旧
<p>(3) 省略  2・3 省略  ( 期末手当 )  第19条 省略  2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては<u>100分の125</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略  3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあり、及び「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 省略  ( 理事の給与 )  第19条の6 省略  2 省略  3 理事に対する第19条の規定の適用については、同条第2項中「100分の155」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。</p>	<p>(3) 省略  2・3 省略  ( 期末手当 )  第19条 省略  2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略  3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4～6 省略  ( 理事の給与 )  第19条の6 省略  2 省略  3 理事に対する第19条の規定の適用については、同条第2項中「100分の155」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。</p>

新

旧

別表第1(第3条関係)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1			184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
32			317,100									
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1			185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
32			320,300									
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

新											
別表第2(第3条関係)											
公安職給料表											
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職員 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	156,700	172,100	198,500	231,000	267,000	286,400	306,100	327,100	357,500	392,000
	3	163,300	179,300	206,600	247,600	285,200	305,200	325,900	347,300	377,800	415,800
	4	170,400	188,400	214,700	256,600	294,300	314,900	336,000	357,500	387,800	426,900
	5	177,400	198,300	222,000	265,700	303,500	324,900	346,000	367,700	397,800	437,400
	6	185,900	205,700	229,400	274,600	312,400	334,900	356,900	377,800	407,500	446,900
	7	195,600	213,100	236,700	283,700	321,200	344,800	365,700	387,600	417,200	456,400
	8	203,000	220,200	244,100	292,800	329,900	354,700	375,500	397,400	426,800	465,100
	9	210,300	226,900	252,200	301,900	338,600	364,300	385,100	407,000	436,300	474,100
	10	217,400	234,000	260,100	310,200	347,200	373,700	394,700	416,500	445,500	482,400
	11	224,100	241,700	268,100	318,500	355,200	383,100	404,200	426,000	454,000	490,900
	12	231,200	248,600	276,100	326,700	363,100	392,600	413,700	435,400	462,200	499,400
	13	238,600	256,400	284,100	334,900	370,800	401,900	423,100	444,200	470,500	508,000
	14	245,500	264,300	291,800	342,900	378,500	411,300	429,800	452,200	478,700	515,300
	15	253,300	272,100	299,500	349,900	386,100	419,900	436,200	459,500	486,700	519,500
	16	261,200	279,800	307,600	357,300	393,000	425,500	441,600	465,800	490,700	
	17	268,500	286,900	315,800	364,800	400,000	431,000	445,900	469,800	494,700	
	18	275,300	293,900	324,000	372,400	405,700	435,200	450,100	473,700	498,600	
	19	281,600	300,700	331,900	380,000	411,100	438,700	453,600	477,700		
	20	288,100	307,300	338,900	387,100	414,700	441,900	457,000	481,400		
	21	294,500	314,000	346,300	394,000	417,700	445,300	460,300	485,000		
	22	300,500	320,400	354,000	399,700	420,700	448,700	463,800			
	23	306,800	326,600	361,600	405,500	423,700	452,000				
	24	312,700	333,000	369,200	409,000	426,900	455,400				
	25	318,300	339,400	376,200	412,000	429,700					
	26	324,100	345,800	383,100	414,900	432,700					
	27	329,700	351,800	389,000	417,900						
	28	334,600	357,200	394,800	421,100						
	29	338,200	361,900	398,300	423,900						
	30	341,800	366,300	401,300	426,700						
	31	345,600	370,800	404,200							
	32	349,400	373,300	407,100							
	33	351,700	375,900	410,300							
	34		378,400	413,100							
	35		381,000	415,800							
	36		383,500								
再任 用職員		242,900	253,100	262,200	276,400	304,700	324,700	341,400	362,200	388,900	420,600

備考 この表は、警察官に適用する。

旧											
別表第2(第3条関係)											
公安職給料表											
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職員 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	157,500	172,900	199,400	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	17	270,900	289,400	318,900	369,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700				
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
	27	332,600	354,900	392,800	422,600						
	28	337,500	360,300	398,600	425,800						
	29	341,100	365,100	402,200	428,600						
	30	344,800	369,500	405,200	431,500						
	31	348,600	374,000	408,100							
	32	352,400	376,600	411,100							
	33	354,800	379,200	414,300							
	34		381,700	417,100							
	35		384,300	419,900							
	36		386,900								
再任 用職員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警察官に適用する。

新

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1			255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任用職員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

旧

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1			257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任用職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1		295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
	10	350,700	428,600	469,000	525,700
	11	363,400	438,100	479,800	535,400
	12	375,800	447,200	490,100	544,300
	13	385,000	456,100	499,800	552,900
	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
24		514,100	569,800		
再任用職員		294,700	346,500	397,800	465,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

旧

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1		299,100	350,800	430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
24		519,900	576,600		
再任用職員		297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新

口 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			205,400	228,600	265,200	306,800	342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
30			367,300					
再任 用職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

旧

口 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
30			371,400					
再任 用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

新

八 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
41	320,200							
再任職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

旧

八 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1			222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
41	323,100							
再任職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



新

旧

別表第5（第3条関係）

別表第5（第3条関係）

大学教育職員給料表

大学教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1			252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
	30	337,900	399,400			
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
38	354,400					
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1			255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
38	357,900					
再任用職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

職員の給与に関する条例の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>(通勤手当) 第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が60,000円を超えるときは、支給単位期間につき、60,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ト 省略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める</p>	<p>(通勤手当) 第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が7,500円を超えるときは、7,500円)を45,000円に加算した額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて _____、それぞれ次に掲げる額(再任用短時間勤務職員のうち、1箇月 _____ 当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア～ト 省略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、 _____ 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が7,500円を超えるときは、7,500円)を45,000円に加算した額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる</p>

新	旧
<p>額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額</p>	<p>額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。</p>
<p>とする。</p> <p>(1) <u>特急列車等に係る通勤手当</u> 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> 前項の規定による額</p>	

新	旧
<p>4 前項の規定は、国家公務員、職員以外の地方公務員又は人事委員会規則で定める法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特急列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額<math>\underline{\hspace{2cm}}</math>の算出について準用する。</p>	<p>4 前項の規定は、国家公務員、職員以外の地方公務員又は人事委員会規則で定める法人に使用される者（以下「国家公務員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特急列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額<math>\underline{\hspace{2cm}}</math>の算出について準用する。</p>
<p>5 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため人事委員会規則で定める橋その他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用し、当該橋等<math>\underline{\hspace{2cm}}</math>の利用に係る料金（以下この項において「通行料金」という。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額<math>\underline{\hspace{2cm}}</math>は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が、前3項の規定による額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額に満たないときは、前3項の規定による</p>	<p>5 第1項第3号に掲げる職員のうち、通勤のため人事委員会規則で定める橋その他の施設<math>\underline{\hspace{2cm}}</math>を利用し、当該橋その他の施設の利用に係る料金（以下この項において「通行料金」という。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の月額は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する通行料金の額（以下この項において「通行料金相当額」という。）の2分の1に相当する額及び通行料金相当額を負担しないものとした場合におけるこれらの規定による額の合計額（その額が前3項の規定による額に満たないときは、当該額）とする。</p>
<p><math>\underline{\hspace{2cm}}</math>額)とする。</p> <p>(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する通行料金の額（次号において「通行料金相当額」という。）の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 通行料金相当額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額</p>	<p>額)とする。</p>

新	旧
<p>6 <u>通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。</u></p> <p>7 <u>通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p>8 <u>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</u></p> <p>9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （期末手当） 第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては<u>100分の120</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の140</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100</u></p>	<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給_____に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （期末手当） 第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が10級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては<u>100分の135</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の125</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100</u></p>

新	旧
<p>分の 140」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の 160</u>」 とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「<u>100分の</u> <u>120</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (理事の給与)</p> <p>第19条の6 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 理事に対する第19条の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の 140</u>」とあるのは「<u>100分の 160</u>」と、「<u>100分の 160</u>」とあるのは「<u>100分の 170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。</p>	<p>分の 155」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「<u>100分の 145</u>」とあり、及び「<u>100分の 135</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の</u> <u>125</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (理事の給与)</p> <p>第19条の6 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 理事に対する第19条の規定の適用については、同条第2項中「<u>100分の 155</u>」とあるのは「<u>100分の 170</u>」と、「<u>100分の 145</u>」とあるのは「<u>100分の 160</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。</p>

新	旧
<p>(期末手当) 第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の85」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(期末手当) 第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の85」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>

新

別表第1(第4条関係)

## 中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用教育職員以外の教育職員	1			270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用教育職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

旧

別表第1(第4条関係)

## 中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用教育職員以外の教育職員	1			273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任用教育職員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。



新

別表第2(第4条関係)  
高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
	16	253,800	342,000	454,200	
再任用教育職員以外の教育職員	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
	36	353,800			
	37	355,500			
	38	357,200			
	39	359,400			
	40	361,400			
再任用教育職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

旧

別表第2(第4条関係)  
高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1			314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	
再任用教育職員以外の教育職員	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任用教育職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。



特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年3月13日条例第7号）の一部改正

第5条に係る部分

新	旧
<p>（知事等の給与）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>（知事等の給与）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の180</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正

第6条に係る部分

新	旧
<p>（知事等の給与）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>（非常勤の職員の給与）</p> <p>第11条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>37,900円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（知事等の給与）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>（非常勤の職員の給与）</p> <p>第11条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>38,400円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）の一部改正

第7条に係る部分

新	旧
<p>（給与）                      第3条 教育長の給料月額、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>（給与）                      第3条 教育長の給料月額、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正

第8条に係る部分

新	旧
<p>（給与）                      第3条 教育長の給料月額、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>（給与）                      第3条 教育長の給料月額、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月25日条例第46号）の一部改正

第9条に係る部分

新	旧																																																				
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">409,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">483,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">561,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">653,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">762,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">870,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">337,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">406,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	409,000	2	483,000	3	561,000	4	653,000	5	762,000	6	870,000	号給	給料月額		円	1	337,000	2	376,000	3	406,000	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">414,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">489,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">568,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">661,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">771,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">880,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">340,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">411,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	414,000	2	489,000	3	568,000	4	661,000	5	771,000	6	880,000	号給	給料月額		円	1	340,000	2	380,000	3	411,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	409,000																																																				
2	483,000																																																				
3	561,000																																																				
4	653,000																																																				
5	762,000																																																				
6	870,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	337,000																																																				
2	376,000																																																				
3	406,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	414,000																																																				
2	489,000																																																				
3	568,000																																																				
4	661,000																																																				
5	771,000																																																				
6	880,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	340,000																																																				
2	380,000																																																				
3	411,000																																																				

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第10条に係る部分

新	旧
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の140、</u>」とあるのは「<u>100分の160、</u>」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の145</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>

新	旧
<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、「同条」とあるのは「前条」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」とする。</p>	<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、「同条」とあるのは「前条」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とする。</p>

新		旧	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	404,000	1	409,000
2	457,000	2	462,000
3	514,000	3	520,000
4	585,000	4	592,000
5	668,000	5	676,000
6	781,000	6	790,000
7	913,000	7	923,000



新	旧
<p>( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、「同条」とあるのは「前条」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 140、</u>」とあるのは「<u>100 分の 160、</u>」と、「<u>100 分の 160</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 140</u>」とあるのは「<u>100 分の 160</u>」と、「<u>100 分の 160</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、「同条」とあるのは「前条」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 155</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と、「<u>100 分の 145</u>」とあるのは「<u>100 分の 160</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 155</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と、「<u>100 分の 145</u>」とあるのは「<u>100 分の 160</u>」とする。</p>